

確認検査業務手数料別表

□別表第1 建築物に関する確認申請手数料(第2条関係)

床面積の合計	手数料の額(単位千円)			
	建物の用途等			
	第1類	第2類	第3類	第4類
100㎡以内のもの	52	40	61	26
100㎡を超え200㎡以内のもの	83	53	96	38
200㎡を超え500㎡以内のもの	112	80	129	55
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	204	138	233	
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	242	198	290	
2,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	532	280	605	
3,000㎡を超え4,000㎡以内のもの	532	330	605	
4,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	532	385	605	
5,000㎡を超え6,000㎡以内のもの	726	440	847	
6,000㎡を超え8,000㎡以内のもの	726	484	847	
8,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	726	506	847	

(注)第1類：第4類以外で工場・車庫・倉庫等

第2類：第4類以外で一戸建ての住宅・共同住宅・事務所・各種店舗・学校等・体育館・観覧場・研究室・庁舎・駅舎・百貨店・寄宿舎等・児童福祉施設等

第3類：銀行・美術館・博物館・図書館・公会堂・劇場・映画館・集会場・ホテル・旅館・ナイトクラブ・料理店・放送局・病院・診療所・複合建築等

第4類：建築基準法第6条1項4号の建築物で一戸建ての住宅・長屋・事務所

□別表第2 建築物に関する中間検査申請手数料(第5条関係)

床面積の合計	手数料の額(単位千円)			
	建物の用途等			
	第1類	第2類	第3類	第4類
100㎡以内のもの	53	42	61	32
100㎡を超え200㎡以内のもの	59	48	66	42
200㎡を超え500㎡以内のもの	75	62	87	56
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	120	98	137	
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	159	131	178	
2,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	250	165	281	
3,000㎡を超え4,000㎡以内のもの	250	191	281	
4,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	250	203	281	
5,000㎡を超え6,000㎡以内のもの	343	234	390	
6,000㎡を超え8,000㎡以内のもの	343	260	390	
8,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	343	281	390	

(注)第1類：第4類以外で、工場・車庫・倉庫等

第2類：第4類以外で、一戸建ての住宅・共同住宅・事務所・各種店舗・学校等・体育館・観覧場・研究室・庁舎・駅舎・百貨店・寄宿舎等・児童福祉施設等

第3類：第4類以外で、銀行・美術館・博物館・図書館・公会堂・劇場・映画館・集会場・ホテル・旅館・ナイトクラブ・料理店・放送局・病院・診療所・複合建築等

第4類：建築基準法第6条1項4号の建築物で一戸建ての住宅・長屋・事務所

□別表第3 中間検査を行った建築物に関する完了検査申請手数料(第8条関係)

床面積の合計	手数料の額(単位千円)							
	建物の用途等							
	第1類		第2類		第3類		第4類	
	省エ		省エ		省エ		省エ	
100㎡以内のもの	53		42		61		32	
100㎡を超え200㎡以内	59		48		66		42	
200㎡を超え500㎡以内	80	99	63	75	90	111	56	
500㎡を超え1,000㎡以内	129	148	105	117	146	167		
1,000㎡を超え2,000㎡	162	181	135	147	178	199		
2,000㎡を超え3,000㎡	250	269	163	175	281	302		
3,000㎡を超え4,000㎡	250	269	189	203	281	302		
4,000㎡を超え5,000㎡	250	269	203	218	281	302		
5,000㎡を超え6,000㎡	374	403	242	260	421	454		
6,000㎡を超え8,000㎡	374	403	268	288	421	454		
8,000㎡を超え10,000㎡	374	403	297	319	421	454		

(注)第1類：第4類以外で工場・車庫・倉庫等

第2類：第4類以外で一戸建ての住宅・共同住宅・事務所・各種店舗・学校等・体育館・観覧場・研究室・庁舎・駅舎・百貨店・寄宿舎等・児童福祉施設等

第3類：第4類以外で、銀行・美術館・博物館・図書館・公会堂・劇場・映画館・集会場・ホテル・旅館・ナイトクラブ・料理店・放送局・病院・診療所・複合建築等

第4類：建築基準法第6条1項4号の建築物で一戸建ての住宅・長屋・事務所

□別表第4 中間検査を行った建築物以外の建築物に関する完了検査申請手数料(第8条関係)

床面積の合計	手数料の額(単位千円)							
	建物の用途等							
	第1類		第2類		第3類		第4類	
	省エ		省エ		省エ		省エ	
100㎡以内のもの	59		48		68		32	
100㎡を超え200㎡以内	63		50		72		42	
200㎡を超え500㎡以内	83	104	67	82	96	121	56	
500㎡を超え1,000㎡以内	132	153	106	121	151	176		
1,000㎡を超え2,000㎡	178	199	146	161	194	219		
2,000㎡を超え3,000㎡	281	302	179	194	328	353		
3,000㎡を超え4,000㎡	281	302	218	235	328	353		
4,000㎡を超え5,000㎡	281	302	234	252	328	353		
5,000㎡を超え6,000㎡	406	437	273	294	468	504		
6,000㎡を超え8,000㎡	406	437	306	329	468	504		
8,000㎡を超え10,000㎡	406	437	328	353	468	504		

(注)第1類：第4類以外で工場・車庫・倉庫等

第2類：第4類以外で一戸建ての住宅・共同住宅・事務所・各種店舗・学校等・体育館・観覧場・研究室・庁舎・駅舎・百貨店・寄宿舎等・児童福祉施設等

第3類：第4類以外で、銀行・美術館・博物館・図書館・公会堂・劇場・映画館・集会場・ホテル・旅館・ナイトクラブ・料理店・放送局・病院・診療所・複合建築等

第4類：建築基準法第6条1項4号の建築物で一戸建ての住宅・長屋・事務所

□別表第5 工作物に関する確認申請手数料(第3条・第4条関係)

工作物		確認申請手数料(千円)
令138条第1項	工作物を築造する場合(第3条第1項第2~4号に掲げる場合を除く)	30
	確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合で、当該計画変更に係る直前の確認をセンター以外のものから受けている場合	30
	確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合で、当該計画変更に係る直前の確認をセンターから受けている場合	15
	センターが確認審査中であった工作物の計画を大規模に変更して工作物を築造する場合	15
令138条第2項	同項第1号に規定する工作物の場合	21
	同項2号及び第3号に規定する工作物で投影面積が10㎡以下のもの又は4m以下のもの	21
	同項2号及び第3号に規定する工作物で投影面積が10㎡を超えるもの又は4mを超えるもの	36
令138条第3項	同項各号に規定する工作物	都度算定

□別表第6 建築設備に関する確認申請手数料(第3条・第4条関係)

建築設備		確認申請手数料(千円)
建築設備(小荷物専用昇降機を除く)	建築設備を設置する場合(次の各欄に掲げる場合を除く)	25
	確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をセンター以外のものから受けている場合	25
	確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をセンターから受けている場合	13
	センターが確認審査中であった工作物の計画を大規模に変更して建築設備を設置する場合	13
小荷物専用昇降機	小荷物専用機を設置する場合(次の各欄に掲げる場合を除く)	18
	確認を受けた建築設備の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をセンター以外のものから受けている場合	18
	確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をセンターから受けている場合	15
	センターが確認審査中であった小荷物専用昇降機の計画を大規模に変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	15
ホームエレベーター	ホームエレベーターを設置する場合	19

□別表第7 工作物に関する中間検査・完了検査手数料(第6条・第9条関係)

工作物	中間検査申請手数料(千円)	完了検査申請手数料(千円)		
		中間検査合格書を受けたもの	左記以外のもの	
令138条第1項	同項各号に掲げる工作物	30	22	30
令138条第2項	同項第1号に規定する工作物の場合	一の申請に係る設置数 6以上	19	18
		2以上5以下	20	19
		1	21	21
	同項2号及び第3号に規定する工作物で投影面積が10㎡以	27	25	26

	下のもの又は4m以下のもの			
	同項2号及び第3号に規定する工作物で投影面積が10㎡を超えるもの又は4mを超えるもの	55	50	51
令138条第3項	同項各号に規定する工作物	都度算定	同左	同左

□別表第8 建築設備に関する中間検査・完了検査手数料(第7条・第10条関係)

建築設備	設置数(一の申請に係る建築設備)	中間検査審査手数料	完了検査申請手数料	
			中間検査合格書を受けたもの	左記以外の者
建築設備(小荷物専用昇降機を除く昇降機)	10以上	32	28	31
	6以上9以下	33	29	32
	2以上5以下	34	30	34
	1	35	31	35
昇降機以外の建築設備	6以上		29	32
	2以上5以下		30	34
	1		31	35
小荷物専用昇降機	6以上	22	22	22
	2以上5以下	24	24	24
	1	25	25	25
ホームエレベーター	1以上	28	28	28

□別表第9 仮使用認定申請手数料(第9条関係)<変更なし>

床面積の合計	手数料の額(単位千円)
100㎡以内のもの	52
100㎡を超え200㎡以内のもの	63
200㎡を超え500㎡以内のもの	85
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	132
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	182
2,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	248
3,000㎡を超え4,000㎡以内のもの	290
4,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	335
5,000㎡を超え6,000㎡以内のもの	380
6,000㎡を超え8,000㎡以内のもの	416
8,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	434

(注)*1床面積は仮使用認定申請に係る部分の床面積とする。

*2書類審査及び現場審査費用を含む。

なお、現場審査には別途出張費がかかります。

□別表第10 (第2条関係)

項目	内容	確認加算手数料(千円)
ルート2基準審査	床面積の合計	
	1,000㎡以内のもの	110
	1,000㎡~2,000㎡	135
	2,000㎡~10,000㎡	165
構造計算適合確認審査	1棟につき	10
天空率の審査	一か所につき	5
避難安全検証法、耐火性能・防火区画検証法、限界耐力計算法等の審査	1項目につき	計画内容により都度算定
特定天井等の審査	一か所につき	計画内容により都度算定
浄化槽の審査	一か所につき	5

□別表第11 (第2条関係)

項目	内容	確認加算手数料(千円)
省エネ適合確認審査	1棟につき	10